

11月11日(土)～17日(金)は、「税を考える週間」です

平成29年の「税を考える週間」のテーマは、「くらしを支える税」です。

この期間中は、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、集中的に様々な広報を行います。国税庁ホームページ内に特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介するほか、ツイッターによる情報発信も実施します。

また、講演会や関係民間団体等と連携して各種イベントを実施します。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載していますので、ぜひアクセスしてみてください。

◆問い合わせ先 仙台北税務署
☎222-8121

標準営業約款制度「Sマーク」をご存じですか



標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店では店頭「Sマーク」を掲げています。

登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

◆問い合わせ先 公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター
☎343-8763

労働問題の解決をお手伝いします

県労働委員会では、不当な解雇やサービス残業、ブラックバイト、パワハラ等の労働問題について、労働者と会社(使用者)との間で自主的に解決することが困難な場合に、話し合いによる解決をお手伝いする「個別労使紛争のあっせん」を行っています。

労働紛争解決に精通した弁護士などのあっせん員が労使双方の主張や事情を聞き取り、双方が納得できる解決を目指します。また、相談の内容により他の適切な機関のご紹介もしています。相談内容などの秘密は厳守されます。

◆費用 無料
◆申込・問い合わせ先
県労働委員会事務局(県庁17階)
☎211-3787

11月は「児童虐待防止推進月間」です

～児童虐待は社会全体で解決すべき問題です～

「さしのべて あなたのその手 いちはやく」

あなたの連絡、相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

いはやく
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
※お住まいの地域の児童相談所につながります。

自賠責保険・自賠責共済のご案内「免許よし！ヘルメットよし！自賠責は!？」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成28年の事故発生件数は約50万件、死傷者数は約62万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。自賠責保険・共済は、すべての車・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です。

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

◆問い合わせ先 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局
輸送・監査部門 ☎235-2517

企業内保育所『ゆうゆう保育園みやぎ』が開所しました

9月22日(金)、トヨタ自動車東日本株式会社宮城大和工場内において企業内保育所「ゆうゆう保育園みやぎ」の開所式が行われました。

ゆうゆう保育園みやぎは0歳児から5歳児までの保育を行っており、地域枠として大衡村にお住まいの方も利用できます。

<施設概要>

園名	ゆうゆう保育園みやぎ (☎080-9000-5552)	
場所	大和町松坂平5-1-1 (トヨタ自動車東日本株式会社 宮城大和工場内)	
定員	40名(0歳児:6名、1歳児:12名、2歳児:12名、3歳児以上:10名)	
保育時間	◆開園時間	午前5時30分～午後9時
	・基本保育	午前7時～午後8時
	・早朝保育	午前5時30分～7時(要事前予約)
	・延長保育	午後8時～9時
	・病児・病後児保育	午前8時～午後5時(要事前予約・在園児のみ)
◆一時預かり保育	午前7時～午後9時(在園児以外利用可) 3,000円/日	



◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

仙台法務局と県人権擁護委員連合会では、11月13日(月)から19日(日)までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、時間を延長して相談電話を開設します。

夫やパートナーからの暴力やストーカー行為、職場でのセクシュアル・ハラスメント、家族間での問題など、様々な人権問題について人権擁護委員が電話相談に応じます。

相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守りますのであなたが抱えている悩みを安心してお話しください。

◆開設日時 11月13日(月)～17日(金) 午前8時30分～午後7時
11月18日(土)、19日(日) 午前10時～午後5時

◆相談電話 ☎0570-070-810(ナビダイヤル)

◆問い合わせ先 仙台法務局人権擁護部 ☎225-5743

